

# 児童手当制度

児童手当を受けるためには申請が必要です。忘れずに申請してください。

- 4月分からの支給額（子ども一人につき）
  - ① 0歳～3歳未満 …月額 15,000円
  - ② 3歳～小学校終了前…月額 10,000円（第3子以降は15,000円）
  - ③ 中学生（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）…月額 10,000円
- 支給時期 認定された場合、原則として請求した翌月分からの手当が支給されます。支払いは、4カ月分の手当を年3回（6月・10月・2月）に指定の口座へ支払います。
- 所得制限 平成24年6月分の手当から所得制限が適用されます。所得制限超過者には特例給付が支給されます。

特例給付（子ども一人につき）…月額 5,000円

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額（万円）
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

● 問い合わせ  
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

# 母子寡婦福祉資金貸付事業

県では経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付事業を行っています。貸し付けの種類は、就学支度資金、修学資金など12種類です。貸し付けには申請から審査まで約1カ月の期間を要しますので、貸し付けを希望する場合にはお早めにご相談ください。

- 貸し付け例
  - ① 就学支度資金（自宅から通学の場合）
 

高校	国公立	150,000円
	私立	410,000円
大学	国公立	370,000円
	私立	580,000円
  - ② 修学資金（自宅から通学の場合）
 

高校	国公立	月額 18,000円
	私立	月額 30,000円
大学	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 54,000円

● 問い合わせ  
県中保健福祉事務所（田村福祉相談コーナー）  
☎62-2654  
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

# 特別児童扶養手当

## 1. 対象になる方

身体または精神に中度または重度の障害（政令で定める障がい）に該当）を有する児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方

## 2. 対象になる児童

身体または精神に中度または重度の障がい（政令で定める障がい）のある20歳未満の児童

## 3. 手当が支給されない場合

- ① 手当を受けようとする方や対象児童の住所が日本国内にない
- ② 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している
- ③ 児童が障がいを理由に厚生年金などの公的年金を受けることができる …など

## 4. 手当を受けるための手続き

社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには手当の振り込みを希望する通帳や印鑑が必要ですので忘れずに持参してください。

## 5. 手当の額

- ① 1級に該当する児童1人につき 月額50,400円
- ② 2級に該当する児童1人につき 月額33,570円

## 6. 手当の支給

認定された場合、請求した翌月分からの手当が支給されます。4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。（年3回…4月・8月・11月）

## 7. 所得制限（限度額）

前年分の所得などを基に算出します。受給資格者本人および生計を共にする扶養義務者等の前年所得等が下記の限度額を超える場合は、その年度の手当支給の全部または一部が停止されます。

単位：円

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等※
	全部支給	一部支給	
0人	4,596,000	6,287,000	
1人	4,976,000	6,536,000	
2人	5,356,000	6,749,000	
3人	5,736,000	6,962,000	
4人	6,116,000	7,175,000	
5人	6,496,000	7,388,000	

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

# 児童扶養手当

## 1. 対象になる方

父母が離婚・死亡または政令で定める障害の状態にある児童、未婚の母の子など、父母と生計を共にしていない児童を育てている父母または父母に代わってその児童を養育している方

## 2. 対象になる児童の年齢

18歳に達した後の最初の3月31日まで

## 3. 手当が支給されない場合

- ① 手当を受けようとするかたや対象児童の住所が日本国内にない
- ② 公的年金給付を受けることができる場合や児童がその年金給付の加算となっている
- ③ 対象児童が父または母の配偶者に養育されている（事実上婚姻関係と同じ事情にある場合も含む） …など

## 4. 手当を受けるための手続き

社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには手当の振り込みを希望する通帳や印鑑が必要ですので忘れずに持参してください。

## 5. 手当の額

- ① 児童が1人の場合
 

全部支給	月額41,430円
一部支給	月額9,780円～41,420円
- ② 児童が2人以上の場合
 

2人目	月額5,000円の加算
3人目以降	1人につき月額3,000円の加算

## 6. 手当の支給

認定された場合、請求した翌月分からの手当が支給されます。4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。（年3回…4月・8月・12月）

## 7. 所得制限（限度額）

前年分の所得などを基に算出します。受給資格者本人および生計を共にする扶養義務者等の前年所得等が下記の限度額を超える場合は、その年度の手当支給の全部または一部が停止されます。

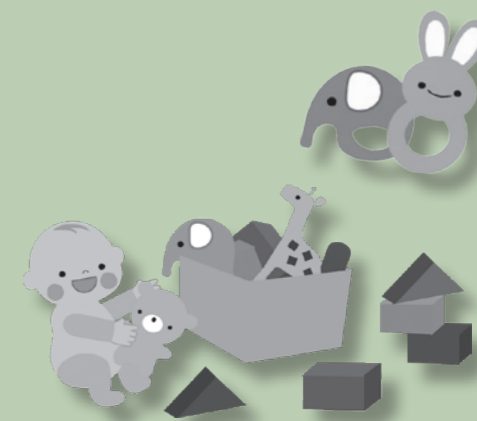
単位：円

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

子育て支援事業・各種手当制度

# 児童扶養手当制度 特別児童扶養手当制度



● 問い合わせ  
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273  
各行政局 市民課